

前回専門委員会での各委員からの意見等に対する修正点について

1. 第11回環境基準健康項目専門委員会資料4に係る対応等

前回委員会における指摘・意見等	対応
<p>①表現の適正化 p 1 下から 1 1 行目では「トランス対の指針値又は…考えられている。」、p 3、4 行目では「トランス体の…考えられる。」と記載しているが、p 3、1 3 行目では「トリクロロエチレン等が…分解して生成されたものであることから…」と断定型で記載している。 「考えられる」なのか、断定なのか。 (平沢委員)</p>	<p>p 3、1 3 行目について、「トリクロロエチレン等が…分解して生成された物と考えられることから…」と修正した。</p>

2. 答申案に係る対応等

前回委員会における指摘・意見等	対応
<p>① 1, 1, 1-トリクロロエタンはオゾン層保護法で使用を禁止されている。今後むやみにつくられ使われることはないということを伝えることは重要なメッセージなので、オゾン層保護法についても答申案に一言記載されたい。 (中杉委員)</p>	<p>答申案の参考資料において、1, 1, 1-トリクロロエタンはオゾン層保護法の特定物質であるということを追加記述した。</p>
<p>②誤字の修正 8 ページ 1 2 行目 「2 年間の引水投与」→「2 年間の飲水投与」 (長谷川委員)</p>	<p>意見のとおり該当箇所を変更した。</p>
<p>③表現の修正 8 ページ 1 7 行目 「Quast ら (1983) のラットを用いた 2 年間の飲水投与試験 (1983)」と「(1983)」が重複しているので後ろの (1983) を削除願う。 (長谷川委員)</p>	<p>意見のとおり該当箇所を変更した。</p>
<p>④表現の適正化 9 ページ 3 0 行目 「マウスに対する飲水実験」とあるが、他の箇所は皆「マウスあるいはラットを用いた」という書きぶりであるので、「マウスを用いた飲水実験」と修正されたい。 また、90 日間の飲水実験なので、「90 日間」と追記すれば、その後不確実係数の考慮の意味がわかるようになる。(長谷川委員)</p>	<p>意見のとおり該当箇所を変更した。</p> <p>変更前：トランス体を用いたマウスに対する飲水実験 変更後：マウスを用いたトランス体の 90 日間の飲水実験</p>

パブリックコメントにおける指摘・意見等	対 応
⑤表現の修正 3 ページ 2 5 行目 自然的原因による基準値超過検出の配慮が、「公共用水域」のみである。地下水についても配慮すべき。	3 ページ 3 0 行目、「なお、公共用水域において…」を、「なお、公共用水域等において…」と変更し、地下水についても含む記載とした。